

産業衛生 レポート

No.564

2026 年 9 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

令和 8 年度「全国労働衛生週間」を 10 月に実施

～今年のスローガンは「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」～

(令和 8 年 7 月 31 日 厚生労働省発表)

10 月 1 日（木）から 7 日（水）まで、令和 8 年度「全国労働衛生週間」を実施します。

本週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和 25 年から毎年実施しており、今年で 77 回目になります。

毎年 9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガンは、働く方ひとりひとりが貴重な人材であることを念頭に、心身ともに健康を保ち、生き生きと働き続けることができる職場づくりを目指していくことを表しています。

(別添) 抜粋

令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨（一部省略：概要）

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎える。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。

業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を

展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2～9 (省略)

10 実施者の実施事項

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項
- (イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項
- (エ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (オ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (カ) 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- (キ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (ク) 個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項

イ 化学物質による労働災害に関する事項

- (ア) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート (SDS) 交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

=====

- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (イ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

ウ 労働衛生 3 管理の推進等（省略）

エ 作業内容や働き方に応じた事項（省略）

オ 作業環境の特性に応じた事項（省略）

詳細は以下をご確認ください。

■【別添】 [令和8年度全国労働衛生週間実施要綱.pdf](#)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

～ストレスチェック集団分析における個人情報保護～

（令和 8 年 6 月 30 日 厚生労働省基発 0630 第 2 号）

労働安全衛生規則 第 52 条の 14 第 1 項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（集団分析）を努力義務としていますが、この集団分析について、“特定の個人を識別することができない方法で実施すること”が新たに規定され、令和 9 年 4 月 1 日から施行されます。本改正は、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化したもので、従来の運用を変更するものではありません。

● 小規模事業場（50 人未満の労働者を使用する事業場）について

令和 10 年 4 月 1 日から、ストレスチェック等の適用が努力義務から義務化されます。

「小規模事業場向け実施マニュアル」（厚生労働省公表）では、労働者のプライバシー保護の観点から、ストレスチェックの実施には外部機関の活用が推奨されています。さらに、集団分析については、個人が特定されるおそれがあることから、集計・分析単位が 10 人未満の場合は原則として実施しないこととされています。

詳細は以下をご確認ください。

■ 省令 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(厚生労働省令第 112 号\).pdf](#)

■ 通達 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について\(基発 0630 第 2 号\).pdf](#)

■ ストレスチェック関連

マニュアル [小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル\(令和 8 年 2 月\).pdf](#)

解説動画(滋賀労働局) [令和 10 年 4 月 1 日から労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されます。](#)